農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第１項に基づく農業者等協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和５年１０月３１日

大空町長　松　川　一　正

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
女満別地区
東藻琴地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日
令和５年１０月３０日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数：（法人　６５経営体
個人　３２５経営体）

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

５．農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付する。
・農業をリタイヤ、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

６．地域産業の将来のあり方
・生産品目の明確化　・高付加価値化
・複合化　・新規就農者の促進
・６次産業化